

8-1. 年度別河川別直轄砂防災害復旧事業投資額

令和6年3月現在

(単位:千円)

局名	水系	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
東北	最上川						
	阿武隈川						
	北上川						
	赤川						
	八幡平山系						
	計	0	0	0	0	0	0
関東	利根川水系						
	鬼怒川						
	渡良瀬川						
	富士川						
	計	0	0	0	0	0	0
北陸	信濃川上流						
	信濃川下流						
	常願寺川						
	手取川						
	神通川						
	姫川						
	黒部川						
	飯豊山系						
計	0	0	0	0	0	0	
中部	天竜川						
	安倍川						
	木曾川		216,244				
	庄内川						
	狩野川						
	越美山系						416,008
	富士山						
	計	0	216,244	0	0	0	416,008
近畿	六甲山系			82,174			
	瀬田川						
	木津川						
	九頭竜川		50,028				
	計	0	50,028	82,174	0	0	0
中国	大山山系(天神川)						
	大山山系(日野川)						
	広島山系						
	計	0	0	0	0	0	0
四国	重信川						
	吉野川						173,364
	計	0	0	0	0	0	173,364
九州	球磨川						
	大淀川						
	桜島						
	雲仙・普賢岳						
計	0	0	0	0	0	0	
北海道	石狩川						
	豊平川						
	十勝川				277,198		
	樽前山						
	計	0	0	0	277,198	0	0
合計		0	266,272	82,174	277,198	0	589,372

(単位:千円)

局名	水系	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
東北	最上川		73,460			
	阿武隈川					
	北上川					
	赤川					
	八幡平山系					
	計	0	73,460	0	0	
関東	利根川水系	408,127				
	鬼怒川					
	渡良瀬川					
	富士川	508,954				
	計	917,081	0	0	0	
北陸	信濃川上流					
	信濃川下流					
	常願寺川					
	手取川					
	神通川					
	姫川					
	黒部川					
	飯豊山系					
計	0	0	0	0		
中部	天竜川					
	安倍川					
	木曾川					
	庄内川					
	狩野川					
	越美山系					
	富士山					
	計	0	0	0	0	
近畿	六甲山系					
	瀬田川					
	木津川					
	九頭竜川					
	計	0	0	0	0	
中国	大山山系(天神川)					
	大山山系(日野川)					
	広島山系					
	計	0	0	0	0	
四国	重信川					
	吉野川					
	計	0	0	0	0	
九州	球磨川					
	大淀川					
	桜島					
	雲仙・普賢岳					
	計	0	0	0	0	
北海道	石狩川					
	豊平川					
	十勝川					
	樽前山					
	計	0	0	0	0	
合 計		917,081	73,460	0	0	

8-2. 年度別地区別直轄地すべり災害復旧事業投資額

令和6年3月現在

(単位:千円)

局名	地区名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東北	豊牧地区										
	平根地区										
	黒淵地区										
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関東	譲原地区										
北陸	赤崎地区										
	甚之助谷地区										
	滝坂地区					196,477					
	芋川地区										
	計	0	0	0	0	196,477	0	0	0	0	0
中部	入谷地区										
	此田地区										
	由比地区										
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近畿	亀の瀬地区										
四国	善徳地区										
	怒田・八畝地区										
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	196,477	0	0	0	0	0

(単位:千円)

局名	地区名	令和5年度	備考
東北	豊牧地区		
	平根地区		
	黒淵地区		
	計	0	
関東	譲原地区		
北陸	赤崎地区		
	甚之助谷地区		
	滝坂地区		
	芋川地区		
	計	0	
中部	入谷地区		
	此田地区		
	由比地区		
	計	0	
近畿	亀の瀬地区		
四国	善徳地区		
	怒田・八畝地区		
	計	0	
合計		0	

8-3. 年度別都道府県別災害関連地域防災がけ崩れ対策事業投資額

(単位:千円)

区 分	25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	1	60,480	0	0	1	32,064	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	3	94,876
山口	6	205,110	4	65,158	0	0	3	71,008
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	2	82,948
熊本	0	0	0	0	0	0	277	6,681,232
大分	0	0	0	0	0	0	2	15,084
宮崎	0	0	0	0	0	0	7	203,182
鹿児島	0	0	0	0	0	0	4	341,182
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	265,590	4	65,158	1	32,064	298	7,489,512

(単位:千円)

区 分	29年度		30年度		元年度		2年度	
	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費
北 海 道	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0
岩 手	0	0	0	0	4	108,127	0	0
宮 城	1	66,796	0	0	3	262,214	0	0
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0
福 島	0	0	0	0	19	1,141,000	0	0
茨 城	0	0	0	0	0	0	0	0
栃 木	0	0	0	0	2	217,668	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	0	0	0	0	0	0	0
千 葉	0	0	0	0	18	573,453	0	0
東 京	0	0	0	0	0	0	0	0
神 奈 川	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0	1	9,300
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	1	25,000	0	0	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0
和 歌 山	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	2	55,300	0	0	0	0
広 島	0	0	68	2,826,600	0	0	4	96,910
山 口	0	0	19	566,200	3	91,037	3	78,800
徳 島	0	0	1	16,200	0	0	0	0
香 川	1	47,278	3	77,900	0	0	0	0
愛 媛	0	0	10	221,300	0	0	0	0
高 知	0	0	1	14,180	0	0	0	0
福 岡	19	1,658,924	51	1,756,400	0	0	19	924,000
佐 賀	0	0	0	0	1	66,000	1	25,300
長 崎	0	0	2	64,500	3	125,000	6	301,000
熊 本	0	0	5	193,200	0	0	8	339,680
大 分	0	0	0	0	0	0	2	68,760
宮 崎	1	10,790	5	77,180	2	44,328	1	17,650
鹿 児 島	0	0	0	0	6	106,000	9	250,000
沖 縄	0	0	0	0	0	0	0	0
計	22	1,783,788	168	5,893,960	61	2,734,827	54	2,111,400

(単位:千円)

(単位:千円)

区 分	3年度		4年度		5年度		備考
	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	
北 海 道	0	0	0	0	0	0	
青 森	0	0	0	0	0	0	
岩 手	0	0	0	0	0	0	
宮 城	0	0	0	0	0	0	
秋 田	0	0	0	0	0	0	
山 形	0	0	0	0	0	0	
福 島	0	0	1	59,400	0	0	
茨 城	0	0	0	0	0	0	
栃 木	0	0	0	0	0	0	
群 馬	0	0	0	0	0	0	
埼 玉	0	0	0	0	0	0	
千 葉	0	0	0	0	1	37,200	
東 京	0	0	0	0	0	0	
神 奈 川	0	0	0	0	0	0	
新 潟	0	0	1	90,400	0	0	
山 梨	0	0	0	0	0	0	
長 野	0	0	0	0	0	0	
富 山	0	0	0	0	0	0	
石 川	0	0	0	0	0	0	
岐 阜	0	0	0	0	0	0	
静 岡	0	0	2	350,000	0	0	
愛 知	0	0	0	0	0	0	
三 重	0	0	0	0	0	0	
福 井	0	0	0	0	0	0	
滋 賀	0	0	0	0	0	0	
京 都	0	0	0	0	0	0	
大 阪	0	0	0	0	1	43,322	
兵 庫	0	0	0	0	0	0	
奈 良	0	0	0	0	0	0	
和 歌 山	0	0	0	0	0	0	
鳥 取	0	0	0	0	0	0	
島 根	1	33,000	0	0	0	0	
岡 山	0	0	0	0	0	0	
広 島	0	0	0	0	1	146,300	
山 口	3	82,500	1	36,400	7	339,124	
徳 島	0	0	0	0	0	0	
香 川	0	0	0	0	0	0	
愛 媛	0	0	0	0	0	0	
高 知	0	0	0	0	0	0	
福 岡	7	488,000	0	0	13	814,800	
佐 賀	9	238,100	0	0	4	140,600	
長 崎	6	255,200	0	0	0	0	
熊 本	0	0	0	0	0	0	
大 分	0	0	0	0	0	0	
宮 崎	1	18,760	1	24,530	0	0	
鹿 児 島	1	14,000	1	10,000	1	24,500	
沖 縄	0	0	0	0	0	0	
計	28	1,129,560	7	570,730	28	1,545,846	

8-4. 融資制度

融資機関

住宅金融支援機構（R6.10.31時点）

1. 地すべり等関連住宅融資

地すべりや急傾斜地の崩壊などにより被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合等に融資を受けることができる。

【融資対象】

地すべり関連住宅	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第1項の規定による関連事業計画（以下「関連事業計画」といいます。）に基づいて移転される住宅部分を有する家屋（以下「住宅部分を有する家屋」を単に「家屋」といいます。）または関連事業計画に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋をいう。
土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第26条第1項の規定による勧告に基づいて移転される家屋または当該勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋をいう。
密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項の規定による勧告に基づいて除却される家屋に代わるべきものとして新たに建設もしくは購入される家屋をいう。

2. 宅地防災工事資金融資

地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた場合に必要な資金を融資する。

【融資対象】

下表 1)～5) のすべてにあてはまる場合。

1)	宅地について勧告又は改善命令を受けた場合	
	勧告	(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 22 条第 2 項、第 41 条第 2 項または第 46 条第 2 項による勧告 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 9 条第 3 項による勧告 (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 1 項による勧告
	改善命令	(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 23 条第 1 項もしくは第 2 項、第 42 条第 1 項もしくは第 2 項または第 47 条第 1 項もしくは第 2 項による改善命令 (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 10 条第 1 項または第 2 項による改善命令 (3) 建築基準法第 10 条第 3 項による改善命令
2)	勧告を受けた日から 2 年以内または改善命令を受けた日から 1 年以内に申し込む場合	
3)	年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている場合 【総返済負担率基準】	
	年収	400 万円未満 400 万円以上
	総返済負担率	30%以下 35%以下
4)	申込み日現在、満 79 歳未満の場合	
5)	日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の場合	

8-5. がけ地近接等危険住宅移転事業

災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、国民の生命の安全を確保することを目的とする。

1. 対象地区要件（移転元）

- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
- 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）
- 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域（都市計画法第12条の4）
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）

2. 対象住宅要件（移転元）

- 既存不適格住宅※
 - ※浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅
 - ※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

3. 事業主体等

地方公共団体（原則として市町村）

4. 補助内容

- 1) 除去等費：危険住宅の除却等（除却費、引越費用等）に要する費用
- 2) 建物助成費：危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用（借入利率：年8.5%を限度）

5. 補助対象限度額

(単位：千円／戸)

除却等費			975
建物助成費 (借入金利子相当額)	一般地域	建物	3,250
		土地	960
		計	4,210
	特殊土壌等	建物	4,650
土地		2,060	
敷地造成		608	
計		7,318	

6. 補助率

除却等費及び建物助成費：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4
 (社会資本整備総合交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業で実施)

8-6. 防災集団移転促進事業

災害危険エリアにおいて、地域が一体となって住居に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進するため、施行者が行う集団移転促進事業に係る経費に対し、国が補助する事業である。

1. 対象地域

移転促進区域：異常な自然現象による災害が発生した地域又は災害危険区域等のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域

2. 採択要件

- (1) 移転対象戸数が5戸以上（災害ハザードエリア（※）外で行われる場合は10戸以上）あること
- (2) 移転する住居の半数以上が住宅団地に入居すること

（※）水防法に基づく浸水想定区域、土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む）、火山災害警戒地域、津波災害警戒区域（特別警戒区域含む）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域のいずれかの区域で、災害の発生を防止する施設（河川堤防や砂防施設等）の整備が十分に行われていない場所

3. 施行者

- (1) 市町村
- (2) 都道府県（計画策定については、広域の見地からの調整を図る必要がある場合又は集団移転促進事業計画の策定のために必要な事務の実施体制を市町村が確保できない場合、事業実施については事業規模が著しく大きい場合等について、それぞれ市町村からの申出に基づく）
- (3) 独立行政法人都市再生機構（事業主体である市町村又は都道府県からの委託に基づくもの）

4. 対象経費

- (1) 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外）
- (2) 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額）
- (3) 住宅団地に係る公共施設の整備
- (4) 移転元地の土地の買取・建物の補償
- (5) 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助
- (7) 事業計画等の策定に必要な経費

5. 補助率

国 3 / 4

（事業計画等の策定経費 1 / 2）

8-7. わが町の斜面整備構想・斜面との共生21プラン実施箇所

令和6年3月現在

都道府県	市・郡	町・損	わが町*or21	策定エリア名	策定期間
平成25年度以降 実績なし					

注：平成25年度以降の実績

※わが町：わが町の斜面整備構想，21：斜面との共生21プラン実施箇所である。